

内田三郎議員に対する議員辞職勧告決議

11回にも及ぶ辞職勧告決議につき事件説明は省かせていただきます。

2019年7月8日深夜の事件はもうすぐ3年になろうとしています。時間は経過しても私の記憶には美里町を悪い意味で有名にした事件として鮮明に残っています。毎回、美里町議会議員全員がこの辞職勧告決議案が最後になり、責任を取り辞職することを願っています。仮に被害者との示談が成立していたとしても、内田議員は議員バッジをつけ議員として自覚した上で事件を起こしていることが、議員辞職に値することは明らかです。また、事件後、内田三郎議員の名前の入った「住民の皆様へ」と題された「事件内容」のビラには、「詐欺師の警察官にひどい目にあった、内田三郎は悪いことはしていません。悪い人達にめぐりあったのです。」と書かれ、私は明らかな冤罪であると言わんばかりの内容です。残された任期を被害者を装いとどまろうとしているだけです。これらの行為は、2度にわたり町民を裏切る行為であって議員一個人の問題にとどまらず、美里町議会に対する信頼を著しく失墜させた事件です。

よって、美里町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、内田三郎議員の自らの意志と責任により直ちに美里町議会議員の辞職を改めて強く求めます。

以上、決議する。

条例の改正

○美里町税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、固定資産課税台帳に記載されている事項の閲覧や証明書の交付等を行うことで、DV被害者等の住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には一定の措置を講じた上で対応できることや、太陽光発電装置等の省エネ改修を行った住宅に関する固定資産税額の減額措置拡充等のための改正を行うものです。

○美里町国民健康保険税条例の一部改正

高齢化の進展による医療給付等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるための改正を行うものです。

○美里町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び美里町子ども医療費支給に関する条例の一部改正

県内における現物給付化（窓口払いなし）の状況を踏まえ、重度心身障害者医療費支給事業及び子ども医療費支給事業について、現物給付の対象となる医療機関等を埼玉県内の医療機関等に拡大するための改正を行うものです。



人 事

○美里町固定資産評価員の選任

原田 祐司 氏（税務課長）が選任されました。